○農林水産省告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字深谷三二一二・三二一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市外山字上大洞一〇七三、一〇七六、一〇七七、一〇七八の二、一〇八二の一、字下大洞一〇九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上大洞一〇七三、一〇七六、一〇七七、一〇七八の二、一〇八二の一、字下大洞一〇九四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県島田市笹間下字沢ノ渡二一二六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢ノ渡二一二六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字舟生字槙木沢二六三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県郡山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年二月十五日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の㋐から㋕までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋕の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

㋐　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

㋑　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋒　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋓　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

㋔　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

㋕　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年二月十五日

防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の㋐から㋖までの六点を順次結んだ線及び㋐の点と㋖の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

㋐　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

㋑　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

㋒　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋓　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

㋔　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

㋕　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

㋖　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

㋗　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

㋘　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。